【ＵＲコミュニティ】Ｒ３－北九州住まいセンター所管団地

共用灯用管球購入及び取替業務

入　札　説　明　書

1　入札等実施要領
2　入札心得書
3　様式（競争参加資格確認申請書等）
4　委任状（様式）
5　入札書及び封筒（様式）
6　単価契約書
7　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について
8　重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項

独立行政法人都市再生機構　業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
北九州住まいセンター

1　入札等実施要領

1　業務概要

(1)　件　　名　【ＵＲコミュニティ】Ｒ３－北九州住まいセンター所管団地
　　共用灯用管球購入及び取替業務

(2)　業務内容　仕様書による

(3)　履行期間　令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで

(4)　履行場所　別冊仕様書を参照のこと

2　競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

入札に参加を希望する者は、3　様式（競争参加資格確認申請書等）に従い作成した参加資格確認申請書及び技術資料を提出すること。

(1)　提出期間：令和３年２月４日（木）から令和３年２月 19 日（金）までの日曜日、祝日除く毎日

(2)　受付時間：午前 10 時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

(3)　提出場所：〒802-0001　福岡県北九州市小倉北区浅野３丁目８番１号　ＡＩＭビル１階
　　独立行政法人都市再生機構業務受託者
　　株式会社ＵＲコミュニティ　北九州住まいセンター
　　お客様相談課　電話　093-383-9533

(4)　提出方法：持参又は郵送すること（ただし、郵送の場合は書留郵便とし、同日同時刻までに必着のこと。）

(5)　入札方法

イ　入札書に記載する金額は、入札参加者が設定する取替等業務に対する単価（業務単価）及び管球本体に対する単価（本体単価）を根拠として、下記①及び②（いずれも業務に係る諸経費を含む）の総価を記載するものとする。

①　仕様書別表２に示す業務種別ごとの予定数量に基づき算出した業務費の合計金額

②　同別表２に示す管球種別ごとの調達及び納入予定数量に基づき算出した本体価格の合計金額とし、入札書には各種別の内訳を添付すること。
　なお、内訳に計算間違いがあった場合は無効とする。

ロ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3　競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2) 平成 31・32 年（令和元・2 年）独立行政法人都市再生機構九州地区物品購入等の契約に係る

競争参加資格審査において、「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格を有しない場合は、速やかに競争参加資格審査の申請を行い、開札時において当該資格を満たしていることが条件となる。競争参加資格審査等に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒810-8610　福岡市中央区長浜二丁目２番４号

独立行政法人都市再生機構九州支社

総務部経理課　電話 092-722-1012

(3) 業務実施団地の属する県又は隣接する県に申請者の社員等が常駐する本支店・営業所等があること。

(4) 競争参加資格確認申請等の提出期限から開札までの期間に、当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(5) 平成 21 年度以降に、３年間以上継続して集合住宅の管球取替等業務の請負経験(*)を有していること。

※「管球取替等業務の請負経験」：管球の調達及び交換を自ら実施した経験で、元請か下請かは問わない。

(6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準じるものでないこと。（詳細は、独立行政法人都市再生機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照。）

4　競争参加者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、封かんした入札書及び本入札説明書の競争参加資格を有することを証明する書類を提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、当社から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、競争参加資格の有無について当社において審査を行い、本入札に参加する資格を有する者に対しては令和３年２月 25 日（木）までにその旨を通知する。また、選定しなかった者に対しては、その旨通知する。

5　本説明書に係る質問事項の受付及び回答

(1)　本説明書に対して質問がある場合においては、次のとおり、書面（様式は任意）により提出すること。

イ　提出期限：令和３年２月 26 日（金）まで

ロ　受付時間、場所及び提出方法：2(2)、(3)及び(4)に同じ

(2)　提出された質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

イ　閲覧期間：令和３年３月３日（水）から令和３年３月 10 日（水）まで

除く日曜日

ロ　閲覧場所及び時間：北九州住まいセンター　午前 10 時から午後５時まで

6　入札書の提出場所等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

2(3)に同じ

(2)　入札書の提出期限及び提出方法

イ　提出期限　令和３年３月 10 日（水）午後５時

ロ　提出方法　持参又は郵送すること（ただし、郵送の場合は書留郵便とし、同日同時刻までに必着のこと。）

(3)　開札の日時及び場所

イ　日時　　令和３年３月 11 日（木）午後２時

ロ　場所　　北九州住まいセンター内　会議室

7　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8　入札保証金及び契約保証金

免除

9　入札の無効

本説明書において示した競争参加資格のない者の提出した入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格の審査において競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記3に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

10　落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11　入札手続きにおける交渉の有無

無

12　契約書作成の要否

要

13　本件業務は、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

14　その他

(1)　入札参加者は、入札心得書（物品購入等）を熟読し、入札心得を遵守すること。
(2)　入札に必要な提出書類の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。
(3)　当社に提出された書類は、審査の実施以外の用途に提出者に無断で使用しない。
(4)　当社に一旦提出された書類は返却しない。
(5)　当社に一旦提出された書類の差換え及び再提出は認めない。

以　上

２　入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社ＵＲコミュニティ（以下「当社」という。）が締結する【ＵＲコミュニティ】Ｒ３－北九州住まいセンター所管団地　共用灯用管球購入及び取替業務の契約に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札等）

第２条　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札をしなければならない。この場合において、入札説明書、仕様書につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し１　入札等実施要領に示した期限までに提出しなければならない。

３ 入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び開札日時を記載し、入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。

４　前項の入札書は、１　入札等実施要領に示した期限までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札参加者等」という。）は、同一事項の入札に対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

７　入札書は、１　入札等実施要領2(5)に従い作成すること。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札を辞退するときは、入札辞退書またはその旨を明記した入札書を、入札を執行するものに直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第３条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行す

ることができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第４条　入札参加者等は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第５条　次の各号の一に該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札金額の記載を訂正したとき。

四　入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五　再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札を行ったとき。

六　１人で同時に２通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

七　明らかに連合によると認められるとき。

八　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第６条　開札は、１　入札等実施要領に示した場所及び日時に、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

（落札者の決定）

第７条　開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第８条　開札の結果、落札者がないときは、別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

２　前項の再度の入札は、原則として１回を限度とする。

（随意契約によることができる場合）

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第９条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者の制限）

第 10 条　次の各号の一に該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為が

あった者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約書の提出）

第 11 条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札その効力を失う。

（異議の申立）

第 12 条　入札参加者等は、入札後この心得書、入札説明書、仕様書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申立てることができない。

以　上

3　様式（競争参加資格確認申請書等）

（様式１）

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
　北九州住まいセンター長　　髙村　誠　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

令和３年２月４日付で公示のありました【ＵＲコミュニティ】Ｒ３－北九州住まいセンター所管団地　共用灯用管球購入及び取替業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

技術資料（企業の概要、業務経験等について）：様式 2-1～様式 2-2（添付資料を含む。）

（様式２－１）

会　社　概　要　書

称号又は名称、代表者名		
設　立　年　月　日		
本店	所在地	
	電話番号 （ＦＡＸ）	
最寄りの支店営業所	所在地	
	電話番号 （ＦＡＸ）	
	所在地	
	電話番号 （ＦＡＸ）	
	所在地	
	電話番号 （ＦＡＸ）	
都市機構九州地区 （平成 31・32 年度） 競争参加資格物品購入等 登録番号		登録番号：

注１）会社案内等を添付してください。

注２）１入札等実施要領４　競争参加資格（２）ロの確認を行いますので、業務実施団地の属する都府県または隣接都府県のある本支店・営業所等をご記入ください。

注３）競争参加資格認定通知書の写しを添付してください。

（様式２－２）

業　務　実　績　申　告　書

平成 21 年度以降において、過去３年間以上継続して実施した１入札等実施要領 3 競争参加資格（２）ハに規定する集合住宅の管球取替等業務の請負経験は、次のとおりです。

住宅の名称	
住宅の戸数	
業務実施期間	

注）当該業務に係る実績を証する書類（契約書の写し等）を添付してください。

4　委任状（様式）

委　　任　　状

私は　　を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社ＵＲコミュニティ北九州住まいセンターの発注する【ＵＲコミュニティ】Ｒ３－北九州住まいセンター所管団地　共用灯用管球購入及び取替業務に関し、下記の権限を委任します。

記

１　入札及び見積に関する一切の件

２

代 理 人 使用印鑑	印

令和　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
北九州住まいセンター長　髙村　誠　殿

5　入札書及び封筒（様式）

入　　札　　書

金　　円

上記金額の根拠は別紙【内訳】のとおり

ただし、【ＵＲコミュニティ】Ｒ３－北九州住まいセンター所管団地　共用灯用管球購入及び取替業務

入札心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　印
代理人　　印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
北九州住まいセンター長　髙村　誠　殿

【内訳】

総額　　金　　円(①＋②)

・業務種別

No	業務内容	単価(円/箇所)	予定数量	予定総額(円)
1	屋内灯		950	
2	カバー付屋内灯		170	
3	屋外灯(ポール灯)		60	
4	屋外灯(庭園灯)		5	
5	点灯管		850	
6	点灯検査(高層住棟)		10	
			小計	①

・管球種別

No	規格	単価(円/個)	予定数量	予定総額(円)
1	蛍光ランプ FL10W		420	
2	蛍光ランプ FL15W		3	
3	蛍光ランプ FL20W		410	
4	蛍光ランプ FL30W		2	
5	蛍光ランプ FL40W		2	
6	蛍光ランプ FLR40W		15	
7	蛍光ランプ FCL20W		30	
8	蛍光ランプ FCL30W		2	
9	蛍光ランプ FCL40W		5	
10	蛍光ランプ FCL32EX 3波長		2	
11	蛍光ランプ FCL40EX 3波長		2	
12	蛍光ランプ FHF32EX		15	
13	点灯管 FG-1E		900	
14	点灯管 FG-1P～5P		10	
15	ツインFDL 13EX		50	
16	ツインFDL 18EX		10	
17	ツインFDL 27EX		20	
18	ツインFML 13EX		15	
19	ツインFPL 13EX		2	
20	ツインFPL 28EX		2	
21	ツインFPL 36EX		3	
22	水銀灯 HF 100W		25	
23	水銀灯 BHF100/110V160W		8	
24	ボール EFD15EN/12-E17		10	
25	ボール EFD25EN		5	
26	ミニクリプトン LDS110V22W		2	
27	ミニクリプトン LDS110V54W		2	
28	ツイン3 FHT-24EXL		2	
29	ツイン3 FHT-32EXL		2	
30	ツイン3 FHT-42EXL		2	
			小計	②

〈注〉

(1) 単価は**「整数値」**とし、各小計及び総額の数値については、端数切捨て処理等行わないこと。

(2) 管球種別の規格については、同等品による対応の可とする。その場合は欄外に品番を記載すること。
また、管球はJIS・JEL規格品、JIL適合品、グリーン購入法適合品であること。

(3) 予定数量は、機構の使用実績に基づく参考値であり、発注を確約した数量ではない。

(4) 別冊仕様書中の2(2)②緊急対応業務についても、上記「・管球種別」記載の単価とする。
(但し、出動費、取替作業費等の管球以外に係る費用については、別途見積合とするため、本書では考慮しないこと。)

表

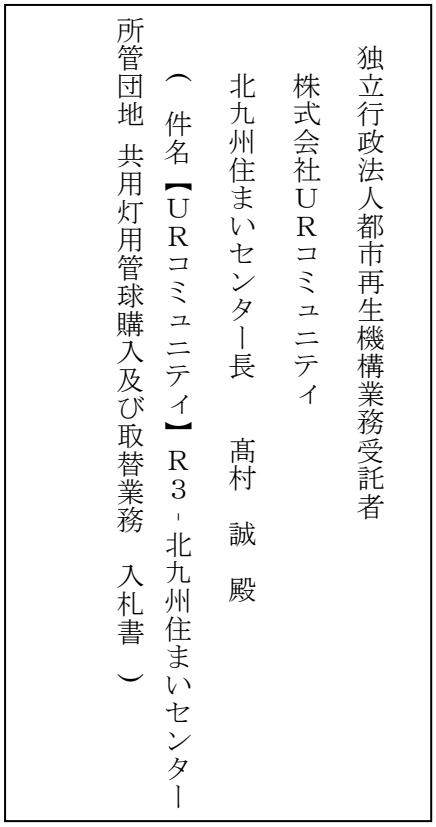
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
北九州住まいセンター長　高村　誠　殿
（　件名【ＵＲコミュニティ】Ｒ３‐北九州住まいセンター
所管団地　共用灯用管球購入及び取替業務　入札書　）

裏

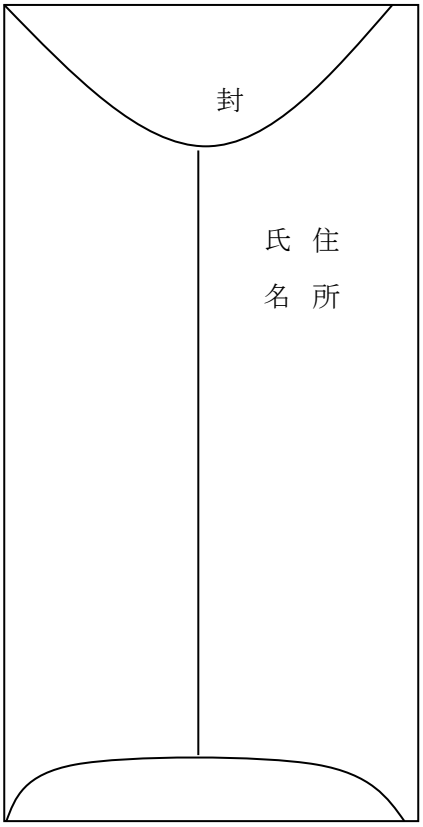
封
住所
氏名

6　単価契約書

単　価　契　約　書（案）

1　役務の名称　【ＵＲコミュニティ】Ｒ３－北九州住まいセンター所管団地
　　共用灯用管球購入及び取替業務
2　契約期間　　令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで

発注者　独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社ＵＲコミュニティ北九州住まいセンターと受注者　○○○○○は頭書の役務（以下「本役務」という。）に関する請負契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住　所
　　氏　名　　印

受注者　住　所
　　氏　名　　印

（総則）

第１条　発注者は、本役務をこの契約に定める条件で発注し、受注者は、これを履行するものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の制限）

第３条　受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（仕様）

第４条　受注者は、業務仕様書に従い本役務を履行するものとする。

（業務実施体制）

第５条　受注者は、業務の実施に当たり、仕様書に則り「実施日程表」及び「連絡先」を作成し発注者に提出するものとし、実施日程等の全部又は一部について変更があった場合も同様とする。

（担当職員等）

第６条　発注者は、業務の実施に当たり、受注者に対して指示、承諾等を行う者（以下「担当職員」という。）を定め、その氏名を受注者に通知するものとする。

２　発注者は、業務の完了検査を行う者（以下「検査職員」という。）を定め、その氏名を受注者に通知するものとする。

（業務実施上の注意義務）

第７条　受注者は、業務の実施にあたる者に、業務及び作業に適した制服等を着用させ、腕章、名札等により業務従事者であることを明らかにするものとする。

２　受注者は、業務の実施にあたる者に、身分証明書（顔写真入り）を所持させるものとし、発注者又は団地居住者から提示を求められたときには、これを提示するものとする。

３　受注者は、業務の実施に当たって、住宅等の建築物、樹木等の植栽物及びその他の工作物等の汚損又は破損を防止し、居住者等に対する危険を防止するとともに居住者の居住環境を阻害しないよう注意するものとする。

（諸費用等）

第８条　受注者は、本役務を実施するために必要となる備品、消耗品等を自らの費用負担により調達するものとする。

（業務内容の変更、中止等）

第９条　発注者は、必要がある場合には、業務の内容を一部変更し、若しくは業務を一時中止し、又は業務を打ち切ることができるものとする。

２　前項の作業の内容を一部変更し、若しくは作業を中止し、又は作業を打ち切った場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

３　受注者は、天災、地変、火災、天候不良等受注者の責に帰すことができない理由又はそ

の他の正当な理由により期間内に業務を実施することが不可能なときは、遅滞なく発注者に届け出て、発注者の指示を受けるものとする。

（履行期限の延長）

第10条　受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された履行期限（以下「履行期限」という。）内に、当該注文書に基づく本役務を完了することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（危険負担）

第11条　本役務の履行に当たり、次条第１項の発注者の確認（同条第３項の再検査がある場合には、当該再検査）の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

（完了の確認）

第 12 条　受注者は、発注者の指示に基づく本役務の履行後、仕様書に定める報告書等を直ちに検査職員に提出するものとする。

２　発注者は、前項の確認（以下「検査」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

３　受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに当該修正又はやり直しを行い発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

４　検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく本役務は完了したものとする。

（かし担保責任）

第13条　受注者は、前条第４項に規定する本役務の完了の日から１年間当該本役務のかしを補修するものとする。

（請負代金）

第14条　発注者は、第12条第４項の規定により本役務が完了したときは、当該本役務の対価（以下「請負代金」という。）として、別紙２の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

２　受注者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月１日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを受注者に支払うものとする。

３　発注者がその責に帰すべき理由により第12条第２項の期限内に検査又は同条第３項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（単価の改定）

第15条　賃金、材料等の価格等に変動があり、前条第１項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

（延滞金）

第16条　受注者の責に帰する理由により受注者が履行期限内に本役務を完了しない場合において、履行期限経過後相当期間内に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該履行期限を延長することができる。

２　前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年（365日当たり）５パーセントの割合で計算した金額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第16条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。第15条の２において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算し

た額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第17条　受注者は、発注者がその責に帰する理由により約定期間を超えて請負代金の支払を行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）2.6パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として、発注者に請求することができる。

（損害賠償義務）

第18条　本役務の履行に当たり、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償するものとする。ただし、受注者の責に帰さない理由による損害については、この限りでない。

（発注者の解除権）

第19条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一　受注者の責に帰する理由により、履行期限内又は履行期限経過後相当期間内に本役務を完了する見込みがないとき。

二　第２条、第３条又は第13条の規定に違反したとき。

三　前条に規定する賠償義務を怠ったとき。

四　その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

五　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第19条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前条の規定によりこの契約が解除された場合

二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の都合による解除）

第20条　発注者は、第19条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも１か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（相殺）

第21条　発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

（協議事項）

第22条　この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙１　（仕様書）

別紙２　（単価表）

（以下余白）

7　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

（１） 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（２） 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

（３） 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４） 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和　年　月　日付けで締結した【ＵＲコミュニティ】Ｒ３－北九州住まいセンター所管団地　共用灯用管球購入及び取替業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第１条　本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一　個人情報（独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第２項に規定する個人情報をいう。）

二　公表されていない情報であり、漏えい等することによって、発注者の権利利益を侵害するおそれがある情報

三　業務を行うために発注者から提供を受けた個人情報

四　受注者が業務に関してしり得た個人情報

（個人情報等の取扱い）

第２条　受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第３条　受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式１）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第５条　受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第６条　受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第７条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第８条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第９条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

２　受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して､本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

３　前２項の規定は、第１項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

（返還等）

第11条　受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

２　受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

（事故等の報告）

第12条　受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（管理状況の報告等）

第13条　受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が１年以上の場合においては契約の始期から６か月後の月末までに（以降は、直近の報告から１年後の月末までに)、書面（別紙様式２）により報告しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

３　受注者は、第１項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

（取扱手順書）

第14条　受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15条　発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書２通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者　住所　福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号　AIMビル1階

氏名　独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 北九州住まいセンター
センター長　髙村　誠

印

受注者　住所

氏名　　印

（別添）

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

１　個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
※業務終了後についても同じ

２　個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1)　書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2)　データ

①　データを保存するＰＣ及び通信端末やＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

②　①に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

３　個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2)　送付及び持出し等の手順

①　郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

②　ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

・送信先への事前連絡
・複数人で宛先番号の確認
・送信先への着信確認
※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③　電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④　持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4　個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5　個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6　個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7　個人情報等の返還等について

①　業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。

②　発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8　個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。

(2)　必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等)、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
(3)　電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。)は、業務上必要なものに限定する。
(4)　個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9　事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10　その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第７条第２項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本法律の適用対象**となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11　特記事項

※必要に応じ記載

別紙様式１

令和　年　月　日

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊　＊＊　印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：

１　取扱責任者及び取扱者

	部　署 役　職	氏　名	取扱う範囲等
取扱責任者	○○部△△課 課長		
取扱者	○○部△△課 係長		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課 主任		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課		＊＊＊地区に係る～～～

２　管理及び実施体制図

（様式任意）

別紙様式２

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構
　○○本部　○○部長　○○　○○　殿

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊　＊＊　印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

１　確 認 日　　令和　年　月　日

２　確 認 者　　取扱責任者　○○　○○

３　確認結果　　別紙のとおり

以　上

（別紙）管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

確　認　内　容	確認結果	備考
1　管理及び実施体制		
令和　　年　　月　　日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2　秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3　安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
①　個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
②　データを保存するＰＣ及び通信端末やＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③　アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④　②に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
①　発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
②　送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		

確　認　内　容	確認結果	備考
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		
④ ＦＡＸについては、原則として禁止しており、やむを得ずＦＡＸ送信する場合は、次の手順を厳守している。 ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ ｅメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ １回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4　収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5　利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6　複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7　再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		

確　認　内　容		確認結果	備考
8　返還等			
	①　業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
	②　個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9　通信端末の使用			
	①　パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
	②　必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
	③　電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
	④　個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10　事故等の報告			
	特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11　取扱手順書の周知・徹底			
	個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12　その他報告事項			
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）			

※　確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	―

＊「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

【ＵＲコミュニティ】Ｒ３－北九州住まいセンター所管団地

共用灯用管球購入及び取替業務

仕　　様　　書

独立行政法人都市再生機構　業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ　北九州住まいセンター

1　業務仕様書

【ＵＲコミュニティ】Ｒ３－北九州住まいセンター所管団地
共用灯用管球購入及び取替業務仕様書

本業務の受注者は、発注者からの指示に基づき、団地内共用灯用管球（以下「管球」という。）の取替業務を本仕様書の定めるところにより実施するものとする。

１　業務範囲

「別表１　対象団地一覧表」に挙げる団地に存在する屋内共用灯、屋外共用灯及び集会所に設置された照明の管球を対象とする。管球種別は「別表２　対象品目一覧表」のとおり。ただし、別表２に記載のない管球の取替作業が発生する場合は、発注者と受注者との間で協議を行うものとする。

２　業務内容等

（１）定期対応業務

イ　受注者は「実施日程表」（様式１）及び「連絡先」（様式２）を発注者に事前に提出し、その承諾を得ること。なお、別表１に掲げる各団地を月２回以上巡回する日程表を作成すること。

ロ　承諾を受けた実施日程表に基づき巡回及び点灯検査を行い、不点灯となった管球の取替及び器具等の汚れの拭き取りを行うこと。取替は点灯検査を行った当日中に実施することを原則とするが、実施できない事情がある場合はその理由及び対応完了予定日を速やかに発注者に報告すること。

ハ　取替終了後に点灯確認を行い、取替日の翌日までに発注者の指定する方法で完了報告を行うこと。なお、共用灯本体（照明器具）の不具合に起因して不点灯が解消されない場合は、速やかに発注者に報告すること。

ニ　取替実績について、月単位で団地別・管球種別ごとに集計し、業務を実施した月の翌月４日までに発注者に報告すること。

（２）緊急対応業務

管球の取替は前記（１）ロにより実施することを原則とするが、発注者は別途緊急で取替を依頼することができるものとする。

依頼を受けた受注者は、当日中に前記（１）ロ及びハの手順に従って対応すること。また、取替実績を前記（１）ニとは別に、団地別・管球種別ごとに業務を実施した月の翌月４日までに発注者に報告すること。ただし当日中に対応できない事情がある場

合は、その理由及び対応完了予定日を速やかに発注者に報告すること。

（３）業務の実施時間

受注者は、定期対応業務を月曜日から土曜日の午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分の間に行うものとする。ただし、発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（４）管球の調達について

受注者は、前記（１）及び（２）の業務に必要な管球を自ら調達すること。なお、調達に当たっては、別表２に記載された予定数量を参考とし、次に掲げる事項に留意すること。

イ　ＪＩＳ、ＪＥＬ、ＪＩＬまたはグリーン購入法に適合する管球であること。

ロ　発注者が管球を支給する場合があること。この場合、支給する管球種別、数量及び支給時期は、開札後速やかに落札者に通知する。

ハ　受注者が調達した管球に不具合がある場合は、受注者の負担で速やかに再調達すること。ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合は、受注者は発注者に対して速やかに報告し、対応について協議すること。

①　共用灯本体（照明器具）の不具合に起因して管球に不具合が発生した場合

②　発注者が現物支給した管球に不具合がある場合

（５）費用の支払について

イ　管球の調達費用は取替に使用した時点で請求ができるものとし、前記（１）ニ及び（２）に示した取替実績を調達数量とみなす。

ロ　発注者が現物支給した管球を取替に使用した場合、受注者は取替費用のみを請求することができる。

ハ　緊急対応に係る取替費用は原則として契約単価に準じるが、最後に定期対応を行った日の後に不点灯が発生したと推定できる場合は、発注者と別途協議をすることができるものとする。

ニ　配送費用等の諸費用は受注者が負担すること。

３　遵守事項

（１）安全対策

イ　作業中の事故、汚損、損傷及び居住者等とのトラブル防止のため、適宜養生等の措置をとること。

ロ　事故等が発生し作業を継続できない場合は直ちに作業を中止し、応急措置を講じ

るとともに、その内容について速やかに発注者に報告を行い、対策を協議すること。

ハ　作業用車両の団地敷地内への乗り入れや駐車にあたっては事前に発注者と協議するとともに、居住者及び工作物等に十分注意を払うこと。

ニ　業務に従事する際は、受注者の社名が入った作業着、腕章または名札等を着用し、居住者等に対する言動及び行動には十分注意を払うこと。

（2）不当介入への対応

イ　業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

ロ　前記イにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

ハ　暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

4　その他

本仕様書に定めの無い事項及び疑義が生じた場合、受注者は発注者と協議するものとする。

以　上

様式１　実施日程表

独立行政法人都市再生機構九州支社　　年　月　日

実　施　日　程　予　定　表

請負者　住　所
会社名

業務名称
工　期

年月日 / 項　目	年　月																													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
○○団地																															
○○団地																															
○○団地																															
○○団地																															
○○団地																															
○○団地																															
○○団地																															
○○団地																															
○○団地																															
○○団地																															
○○団地																															
○○団地																															
○○団地																															
○○団地																															

○○/○○完了予定

※複数の団地を巡回する場合、グループ毎にグルーピングして記入しても可。
※定期巡回業務日に「○」を記入する。

様式２　連絡先

連　絡　先

○○株式会社 ○○支店　　TEL○○　－○○○　－○○○○

役職名	氏　　名	連絡先（TEL）
○○○課課長	○○　○○	（携帯）○○○－○○○○－○○○○
○○○課課長代理	○○　○○	（携帯）○○○－○○○○－○○○○
○○○課係長	○○　○○	（携帯）○○○－○○○○－○○○○
○○○課係長	○○　○○	（携帯）○○○－○○○○－○○○○
管理技術者	○○　○○	（携帯）○○○－○○○○－○○○○
		（直通）○○○－○○○○－○○○○

共同事業体、その他協力業者が存在する場合

協力業者名 ○○○○株式会社　　TEL○○　－○○○　－○○○○

役職名	氏　　名	連絡先（TEL）	
現場責任者	○○　○○	（携帯）	○○○－○○○○－○○○○
現場担当者	○○　○○	（携帯）	○○○－○○○○－○○○○
現場担当者	○○　○○	（携帯）	○○○－○○○○－○○○○
現場担当者	○○　○○	（携帯）	○○○－○○○○－○○○○

（別表1）対象団地一覧表

団地名	代表住所	管理戸数	高層住宅	特記事項
大谷	北九州市戸畑区菅原四丁目1	256		
藤ノ木	北九州市若松区今光町一丁目25	100		
藤松	北九州市門司区藤松一丁目3	46		10～60号棟
槻田	北九州市小倉北区上到津四丁目24-2	64		
穴生	北九州市八幡西区萩原一丁目11	10		
小石	北九州市若松区棚田町7	40		
山の田	下関市大字山の田中央町	14		
城野	北九州市小倉北区城野団地1	268		
原町	北九州市若松区原町12-111	60		
萩原	北九州市八幡西区萩原二丁目10-1	430		
引野	北九州市八幡西区相生町2-2	33	○	
黒原	北九州市小倉北区熊本四丁目1-5	140	○	
徳力	北九州市小倉南区徳力団地	2,324		
南大坪	下関市南大坪町1-3	88	○	
清滝第二	北九州市門司区清滝三丁目5-5	53	○	
志徳	北九州市小倉南区志徳一丁目1	1,209		
金田一丁目	北九州市小倉北区金田一丁目1	743	○	
東門司一丁目	北九州市門司区東門司一丁目13-17	88	○	
周陽二丁目	周南市周陽二丁目1	350	△	低中層と高層が混在
梅ノ木	遠賀郡水巻町梅ノ木団地	710	△	低中層と高層が混在
大手町	北九州市小倉北区大手町7-38	54	○	
金鶏	北九州市小倉北区金鶏町8	128	△	低中層と高層が混在
本城西	北九州市八幡西区光貞台一丁目1	253	○	
新下関	下関市秋根新町5	795	△	低中層と高層が混在
白銀一丁目	北九州市小倉北区白銀一丁目3-5	60	○	
紅梅	北九州市八幡西区紅梅二丁目9	304	△	低中層と高層が混在
小鷺田公園	北九州市八幡西区小鷺田町5	106		
金田一丁目第二	北九州市小倉北区金田一丁目1	272	○	
枝光	北九州市八幡東区枝光四丁目14-11	120		
もりつね	北九州市小倉南区守恒三丁目1	390		
ｻﾝﾊｲﾂ枝光	北九州市八幡東区枝光四丁目9	95		
ｻﾝﾊｲﾂ前田	北九州市八幡東区前田一丁目11	210	○	
沖台二丁目	北九州市戸畑区沖台二丁目16	160		
到津南	北九州市小倉北区泉台三丁目3	185	△	低中層と高層が混在
黒崎平尾町	北九州市八幡西区平尾町9	160		
ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ大手町	北九州市小倉北区大手町16	159	○	
ｱｰﾍﾞｲﾝ大手町	北九州市小倉北区大手町16	178	○	
ﾙﾈｽ相生町	北九州市八幡西区相生町13-31	30	○	
ｱｰﾍﾞｲﾝﾙﾈｽ片野	北九州市小倉北区片野三丁目15	260	○	
ｱｰﾍﾞｲﾝﾙﾈｽ穴生	北九州市八幡西区萩原一丁目11	154	○	
ｱｰﾍﾞｲﾝﾙﾈｽ白銀	北九州市小倉北区白銀二丁目11	211	○	
ｱｰﾍﾞｲﾝﾙﾈｽ足立	北九州市小倉北区足立三丁目1	85	○	
ｱｰﾍﾞｲﾝﾙﾈｽ足立公園	北九州市小倉北区足立二丁目5	45	○	
ｱｰﾍﾞｲﾝﾙﾈｽ足立妙見通り	北九州市小倉北区足原一丁目7-2	45	○	
ｱｰﾍﾞｲﾝﾙﾈｽ大門	北九州市小倉北区大門一丁目1-1	78	○	

＜種類の説明＞

1　低中層住宅　　階層が～5階の住宅

2　高層住宅　　階層が6～20階の住宅

※　データは請負契約期間中に変動する場合がある。

（別表2） 対象品目一覧表

・業務種別

No	業務内容	予定数量
1	屋内灯	950
2	カバー付屋内灯	170
3	屋外灯（ポール灯）	60
4	屋外灯（庭園灯）	5
5	点灯管	850
6	点灯検査（高層住棟）	10

・管球種別

No	規格	発注予定数量
1	蛍光ランプ FL10W	420
2	蛍光ランプ FL15W	3
3	蛍光ランプ FL20W	410
4	蛍光ランプ FL30W	2
5	蛍光ランプ FL40W	2
6	蛍光ランプ FLR40W	15
7	蛍光ランプ FCL20W	30
8	蛍光ランプ FCL30W	2
9	蛍光ランプ FCL40W	5
10	蛍光ランプ FCL32EX 3波長	2
11	蛍光ランプ FCL40EX 3波長	2
12	蛍光ランプ FHF32EX	15
13	点灯管 FG-1E	900
14	点灯管 FG-1P～5P	10
15	ツインFDL 13EX	50
16	ツインFDL 18EX	10
17	ツインFDL 27EX	20
18	ツインFML 13EX	15
19	ツインFPL 13EX	2
20	ツインFPL 28EX	2
21	ツインFPL 36EX	3
22	水銀灯 HF 100W	25
23	水銀灯 BHF100/110V160W	8
24	ボール EFD15EN/12-E17	10
25	ボール EFD25EN	5
26	ミニクリプトン LDS110V22W	2
27	ミニクリプトン LDS110V54W	2
28	ツイン3 FHT-24EXL	2
29	ツイン3 FHT-32EXL	2
30	ツイン3 FHT-42EXL	2

〈注〉

(1) 単価は**「整数値」**とし、各小計及び総額の数値については、端数切捨て処理等行わないこと。

(2) 管球種別の規格については、同等品による対応の可とする。その場合は欄外に品番を記載すること。
また、管球はJIS・JEL規格品、JIL適合品、グリーン購入法適合品であること。

(3) 予定数量は、機構の使用実績に基づく参考値であり、発注を確約した数量ではない。

(4) 別冊仕様書中の2(2)②緊急対応業務についても、上記「・管球種別」記載の単価とする。
（但し、出動費、取替作業費等の管球以外に係る費用については、別途見積合とするため、本書では考慮しないこと。）